

第 2 回運賃協議分科会への付議について

一般乗合旅客自動車運送事業の路線として運行を計画している長田地区コミュニティバスについて、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議運賃の実施を計画しています。

そのため、本件を運賃についての協議を担う運賃協議会分科会に付議する旨報告します。

○ 運賃設定の内容

資料 5－1（長田地区コミュニティバスの運賃設定について 意見募集チラシ）をご参照ください。

※ なお、運賃協議分科会への付議に当たり、道路運送法第 9 条第 5 項の規定により、案件について住民、利用者等の意見を反映させるための手続として市民意見の募集を実施しました。

（意見募集期間：令和 7 年 5 月 21 日（水）～6 月 5 日（木））

運賃協議分科会における協議の結果は、本会議において報告します。